

*2重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第74条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団 支心
主たる事務所の所在地	北海道釧路市双葉町3番7号
法人種別	医療法人
代表者名	谷藤 公紀
設立年月日	平成21年5月2日
電話番号	0154-23-3001
ホームページアドレス	http://www.shishinn.com

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ふわり訪問看護ステーション
指定番号	0164190159号
所在地	北海道釧路市入江町9番14号
電話番号	0154-64-7350
開設年月日	平成24年5月21日
管理者の氏名	久保 美香代
通常の事業の実施地域	通常の事業の実施地域は、釧路市、釧路町の区域とする。但し、旧阿寒町、旧音別町を除く。原則、事業所より半径5km以内(概ね、新釧路川から別保川の間)とし、越える場合は要相談とする。

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的 医療法人社団支心が設置するふわり訪問看護ステーションにおいて実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針〔指定訪問看護〕 1. 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4. 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5. 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 6. 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。 7. 訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護師の代わりに理学療法士等が行う事がある

〔指定介護予防訪問看護〕

1. 利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
2. 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
4. 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
5. 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
6. 前5項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
7. 訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護師の代わりに理学療法士等が行う事がある。

4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業員数業者の職種	勤務の体制
看護師 8人	常勤兼務 6名 非常勤兼務 2名

5. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。但し、祝祭日、12月29日から1月3日まで及び事業所が定めた休日を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分とする

※ 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

6. サービス提供時間

提供日	年中無休とする
提供時間	計画的な訪問及び24時間連絡が可能な体制。また必要時は緊急時対応を行なう

7. 提供するサービス内容

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事および排泄等日常生活の世話
- 4 床ずれの予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置

8. 利用料

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス（利用料1割～3割が自己負担）
- (2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）
- (3) その他の費用（全額自己負担）

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

サービス内容略称		算定項目	単位数	基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
基本部分	訪問 看護	20分未満	314	3,140	314	628	942
		30分未満	471	4,710	471	942	1413
		30分以上1時間未満	823	8,230	823	1646	2469
		1時間以上1時間30分未満	1,128	11,280	1128	2256	3384
理学療法士 等		20分	293	2930	293	586	879
基本部分	予防 訪問 看護	20分未満	303	3,030	303	606	909
		30分未満	451	4,510	451	902	1353
		30分以上1時間未満	794	7,940	794	1588	2382
		1時間以上1時間30分未満	1,090	10,900	1090	2182	3273
理学療法士 等		20分	283	2830	283	566	849
早朝・夜間・深夜の（予防） 訪問看護		夜間（18-22時）・早朝（6-8時） 25%加算、深夜（22-6時） 50%加算					
長時間訪問看護加算		長時間訪問看護加算	300	3,000	300	600	900
複数名訪問加算	複数名 訪問加 算 〔Ⅰ〕	30分未満	254	2,540	254	508	762
		30分以上	402	4,020	402	804	1,206
	複数名 訪問加 算 〔Ⅱ〕	30分未満	201	2,010	201	402	603
		30分以上	317	3,170	317	634	951
緊急時訪問看護加算		緊急時訪問看護加算	600	6000	600	1,200	1,800
特別管理加算	特別管理加算〔Ⅰ〕		500	5,000	500	1,000	1,500
	特別管理加算〔Ⅱ〕		250	2,500	250	500	750
ターミナルケア加算		ターミナルケア加算	2,000	20,000	2,000	4,000	6,000
初回加算		初回加算（退院日は350）	300	3,000	300	600	900
退院時共同指導加算		退院時共同指導加算	600	6,000	600	1,200	1,800
専門管理加算		専門管理加算（緩和ケア）	250	2,500	250	500	750
口腔連携強化加算		口腔連携強化加算	50	500	50	100	150
看護体制強化加算	看護体制強化加算〔Ⅰ〕		550	5,500	550	1,100	1,650
	看護体制強化加算〔Ⅱ〕		200	2,000	200	400	600
サービス提供強化加算		サービス提供強化加算〔2〕	3	30	3	6	9
保険外（自費、税別）		エンゼルケア		10,000			

(注1) ※ 予防訪問看護には該当しません。

(注2) 1単位の単価は、10円となります。

(2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）

介護保険の支給限度額を超えるサービス利用料は利用者の全額自己負担となります。

(3) その他の費用

【保険適用外料金】		
※支給限度額を超えた場合	利用者様の10割負担	
※90分を超える訪問看護	上記料金同様（通常の訪問時、緊急時の訪問でも該当します） 医療器材・医療処置の管理が必要な方は除く。	
予定された訪問（土日祝を含む）	訪問1回につき	¥100（税別）
※通常の事業の実施地域以外の 交通費	訪問車を使用した場合	事業の実施地域を越えた地点から半径 5kmにつき300円（税別）
	公共の交通機関を使用した場合	実費
	営業車両を使用した場合	実費
緊急対応時の交通費（平日）	平日9:00～17:00の時間 帯であらかじめ予定された訪問日 以外で看護師が緊急出動した場合	¥300（税別）
緊急対応時の交通費 （夜間・早朝・土日祝）	17:00～9:00の時間帯と 土曜、日曜、祝日に看護師が緊急 出動した場合	¥500（税別）
エンゼルケア（死後処置）		¥10,000（税別）

(4) 支払方法

お支払いが月末締めとなります。

毎月15日過ぎに請求書を送付いたします。その際に集金日のお知らせと振込用紙を同封いたしますので、口座振替もしくは振り込み、診療所へ持参していただくの方法から選択をお願いいたします。

9. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法 電話 0154-64-7350 面接場所 ふわり訪問看護ステーション内相談スペース 担 当 管理者 久保 美香代
釧路市役所 介護高齢者福祉課	ご利用方法 電話 0154-31-4598
釧路町役場 介護高齢者福祉課	ご利用方法 電話 0154-40-5217
北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護・障害者支援課	ご利用方法 電話 011-231-5175

対応について

- ・苦情があった場合は直ちに担当者が相手方に連絡を取り、直接出向くなどして詳しい事情を聞くとともに、職員からも事情を確認する。
- ・担当者が必要と判断した場合には、管理者まで含めて検討会議を行う。
(検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する。)
- ・検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行う。
- ・記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。

10. 個人情報の保護

- (1) 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

11. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定訪問看護のサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとする。
- (2) 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕のサービス提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、原因の解明と再発生を防ぐための対策を講じるものとする。
- (3) 損害賠償保険への加入
当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。
 - ・加入保険会社名 全国訪問看護事業協会
 - ・保険の内容
身体に関する事故、人権侵害に関する事故、財産に関する事故等、事故の内容に応じて相当額の補償を限度額の範囲内で対応いたします。

12. 業務継続計画の策定

感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及訓練を定期的実施します。

13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症が発生した際の予防、まん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催し、その結果を職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防、まん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を6ヶ月に1回開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

15. 当ステーションの訪問看護サービスの特徴など

事 項	有無	備 考
訪問看護師変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	有	1ヶ月に1回全体研修を行なっています
第三者評価の実施	無	

16. 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	1 番連絡先	
	2 番連絡先	

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲1 に
甲2
対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明
しました。

(乙) 居宅サービス事業者

住 所	釧路市双葉町3番7号	
事業所名	医療法人社団 支心	
代表者	理事長 谷藤 公紀	印
主たる事務所 所在地	北海道釧路市入江町9番14号	
名 称	ふわり訪問看護ステーション 管理者 久保 美香代	印
説明者	所 属 ふわり訪問看護ステーション 氏 名	印

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事
項の説明を受けました。

(甲1) 利用者	住 所	
	氏 名	印

(甲2) 利用者の家族	住 所	
	氏 名	印